



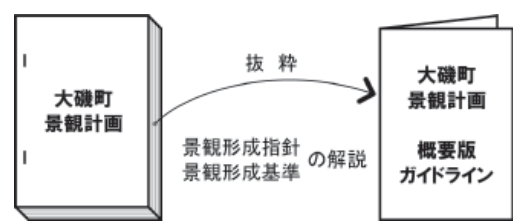
大磯町景観計画 - 概要版 -
良好な景観の形成のためのガイドライン

大磯町景観計画 ガイドラインの概要

大磯町は、高麗山や鷹取山などの山並みや小湊の浜などの海に象徴される豊かな自然と、旧東海道松並木、鳴立庵を始めとする歴史・文化遺産を多く有し、大磯固有の景観を形成しています。

自然と歴史に裏打ちされた大磯らしい風格のある良好な景観は、町に暮らす人々に快適さやゆとりといった質的な豊かさをもたらし、それが町に対する愛着や誇りを生み、町に賑わいと活気を呼び起こす原動力となり、町を訪れる人を魅了し、心を惹きつけるという好循環を生み出します。

平成16年6月に我が国で初めての景観に関する総合的な法律である景観法が制定されたことを受け、本町は平成17年2月に景観法に基づく景観行政団体となり、積極的に景観行政に取り組んでいくこととしました。



「大磯町景観計画 - 概要版 - 良好な景観の形成のためのガイドライン」は、「大磯町景観計画」の概要を紹介しながら、「景観形成指針」、「景観形成基準」の模範的なあり方を示すものです。事業計画の立案やデザインを行う際には、その行為が良好な景観の形成のためになるように、本ガイドラインが示すあり方に沿うように配慮してください。

もくじ

大磯町景観計画 ガイドラインの概要	1
大磯概観 - PANORAMIC OISO	2
良好な景観の形成の基本目標（将来像）	3
全町域の景観形成方針	3
良好な景観の形成のイメージ	4
地区別の景観形成方針	5
手続きのしかた	7
届出対象行為（特定届出対象行為）	8
景観形成指針、景観形成基準	8

景観形成指針と景観形成基準のガイドラインの解説

配置等	11
建築物の形態意匠・工作物の形態意匠	12
色彩	18
外構囲障	20
木竹の植栽等	22
屋外広告物について	24
景観資源の保全と管理活用方策	25
良好な景観の形成の進めかた	26



大磯概観 - PANORAMIC OISO

まちの景色は、遠景・中景・近景が重なり合い、時の経過とともに移り変わります。また、同じまちを見ても、どのような目（価値観）をもってみるかによって、人それぞれに印象が違います。

まちの景色が見せる多彩な「景」と、まちをどのような価値観で見るかの多様な「観」。この2つの出会いが「景観」です。

大磯の景観は建築物や工作物の人工構造物だけでなく、特に樹木、生垣や丘陵の緑、広い見通しの先にある空の刻々と変化する色などの自然の「景」が、町並みに四季の彩を添えている豊かな表情を持っていることがわかります。

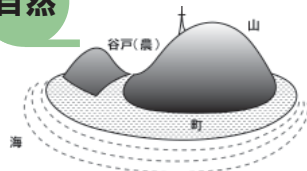


良好な景観の形成の基本目標（将来像）

町民が愛着と誇りを基に自ら創りだす、豊かな自然に歴史と文化が薫る美しい景観のまち 大磯

全町域の景観形成方針

自然



大磯の風土を育む海と山の固有の風景を保全し、後世に豊かな自然景観を継承します

大磯の景観の基盤である高麗山から鷹取山まで連なる大磯丘陵と、それに平行する海と海岸線で囲まれるという自然環境は、町民の誇りであり、大磯を訪れる人々のレクリエーションの場としても親しまれています。海と山とそれをつなぐ谷戸沿いの里山及び田園を町民と来訪者のコミュニケーションの場として有意義に活用しながら、保全し、育て、大磯と湘南のランドマークにします。

眺望



海・山・空への眺望が効いた景観を保全します

丘陵から市街地を見下ろす眺望、古い木造家屋が残る国道1号（旧東海道）や路地の見通しの先にある海・山・空は、自然環境に包み込まれた変化に富んだ豊かな住宅地環境を形成し、私たちはそれを身近な緑で縁取ります。海・山・空への眺望や見通しを町内全域で保全し、四季の移ろいを感じることでできる魅力ある眺望景観をつくります。

歴史



江戸の宿場町と明治期以来の旧保養別荘地（邸園）を保全し、歴史の魅力と風格のあるまちづくりをします

江戸時代に整備が始まった東海道（国道1号）の街道筋の松並木と、日本の別荘文化と湘南の近代リゾート発祥のさがけとなった明治期以来の旧保養別荘地（邸園）は、そのいくつかが今も往時の姿のまま現存し、丘陵の緑と白砂青松の海岸の風景と相まう佇まいを持ち、大磯の景観の特色であるとともに象徴にもなっています。この歴史的資産を活用し、新しい湘南文化の創造や発信の場をつくることで新しい交流文化を生み出します。

緑陰



丘陵と海浜部の樹林と身近な緑が重層する緑陰住宅地の佇まいを保全し、創出します

丘陵の山裾、海岸沿いの住宅地は、石積みと手入れの行き届いた生垣や竹垣が連続する風情ある緑陰住宅地として、四季を通して穏やかな佇まいを形成し、落ち着いた雰囲気を持っています。この緑豊かな住環境を継承し、住宅地の背景を縁取る大磯丘陵の緑と調和した良好な住環境の保全と創出に努めます。

樹木



景観木を町民の財産として保全し、育てます

旧東海道の宿場町の面影を伝える松並木や邸園林、社寺林などの樹木は、背景の海と山の豊かな自然環境と相まって質の高い環境を形成しています。これらは本町の「自然」、「歴史」、「心象」を結びつける要であり、町民の誇りとなっています。クロマツなどの景観木を町民の財産とし、豊かな心象景観をつくることに心がけます。

路地



生活風景がにじむ路地空間と通りを形成します

大磯には、田畑や果樹の田園、川のせせらぎ、風情ある緑と疎水脇の道、固有の愛称を持つ路地やいつも花が活けられている石仏や史跡などの地域固有の生活風景の中に、日々の営みや昔から続く祭りとともに生き、積み重ねてきた暮らしの作法をみることができます。日々の移ろいがにじみ出す魅力ある路地空間を保全継承し、町民や訪れる人の心を豊かにする生活風景を大事にしていきます。

協働



町民、事業者、滞在者、町が協働で良好な景観の形成に取り組みます

良好な景観の形成に係る施策や活動への参画の機会を拡大し、町民、事業者、滞在者、町の各主体同士の理解と協力を深め、良好な景観の形成に対するイメージ（想像力）の共有と創出に努めます。

良好な景観の形成のイメージ

宅地内の身近な緑と町並みの背景に見える丘陵や海、空といった豊かな自然景観と調和するのが大磯らしい町並み景観です。そのため、建築物や工作物の形態意匠や色彩の突出を抑えることが必要です。

化粧坂松並木景観形成重点地区



大磯駅周辺南景観形成重点地区



小磯山手景観形成重点地区



旧東海道中丸景観形成重点地区



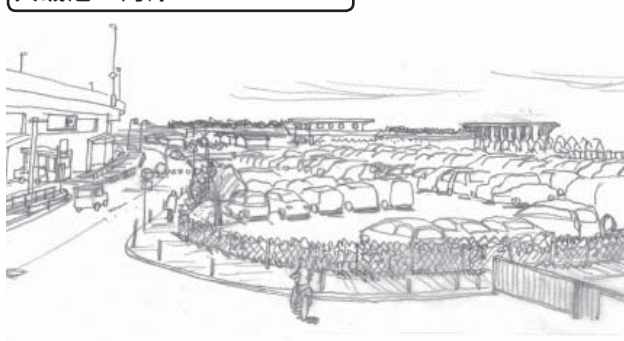
高麗山公園周辺景観形成重点地区



大磯駅周辺北景観形成重点地区



大磯港・海岸景観形成重点地区



小湊綾海岸松林景観形成重点地区



六所神社周辺景観形成重点地区



地区別の景観形成方針

全町域の景観形成方針に沿って、その将来像をより的確に実現するために、地区の特性に応じた景観形成方針をそれぞれの地区に定めています。

地区の区分は、都市構造等を基に、全町域を「緑陰住宅地区」「低中層住宅地区」「里山田園・丘陵地区」「商業・業務地区」「工業・流通業務地区」の5つの一般地区に区分します。

特に自然的、歴史的な特徴を持ち、景観資源が集積するなど、積極的に良好な景観の形成を推進していく必要がある地区を「景観形成重点地区」として指定し、良好な景観の形成のモデルとしていきます。

景観形成重点地区

六所神社周辺景観形成重点地区

巨木や寺社が残る静かな佇まいに調和した住宅地環境を保全し、継承します

旧東海道中丸景観形成重点地区

松並木と城山公園の緑と歴史を活かした魅力ある町並み景観を保全し、継承します

小湊綾海岸松林景観形成重点地区

邸園文化が薫る緑と歴史が豊かな風格のある町並み景観を保全し、継承します

大磯港・海岸景観形成重点地区

緩やかな弧を描く海岸線とクロマツ林の白砂青松の景観を保全し、大磯丘陵の緑と調和した港景観を創出します

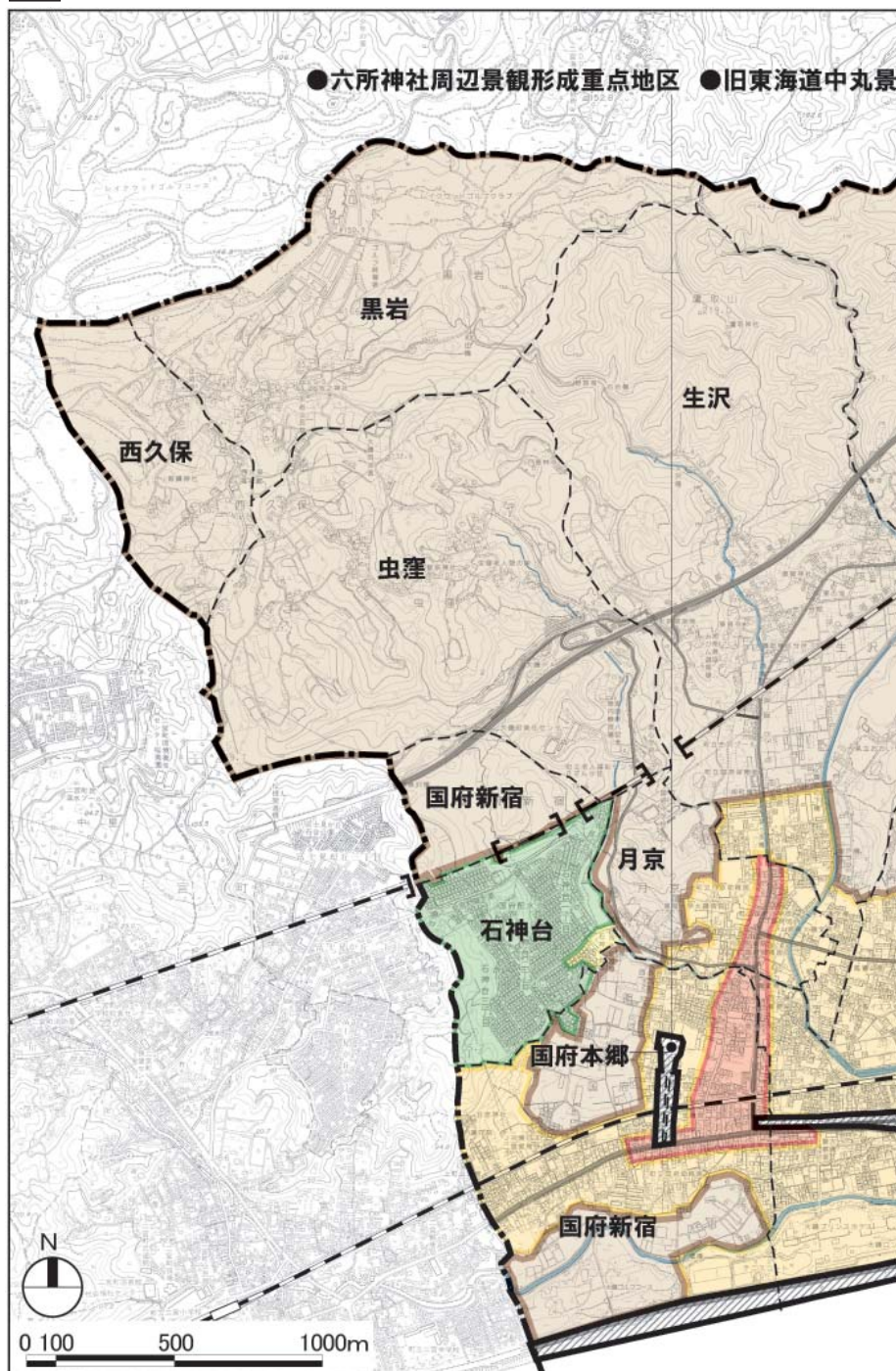
一般地区

緑陰住宅地区

大磯丘陵の緑と宅地内の身近な緑が重層する、戸建てを中心とした低層の住環境を保全し、創出します

低中層住宅地区

戸建住宅を中心に店舗と住宅、低層と中層の建物が調和した、緑豊かな町並み景観を創出します



小磯山手景観形成重点地区

丘陵の緑と宅地内の身近な緑が重層する大磯らしい静かで風格のある住宅地環境を保全し、継承します

大磯駅周辺南景観形成重点地区

町の玄関口として、風格のある町並み景観を保全し、「穏やかな自然」と「都市の賑わい」が調和した緑豊かな景観の創出を行います

里山田園・丘陵地区

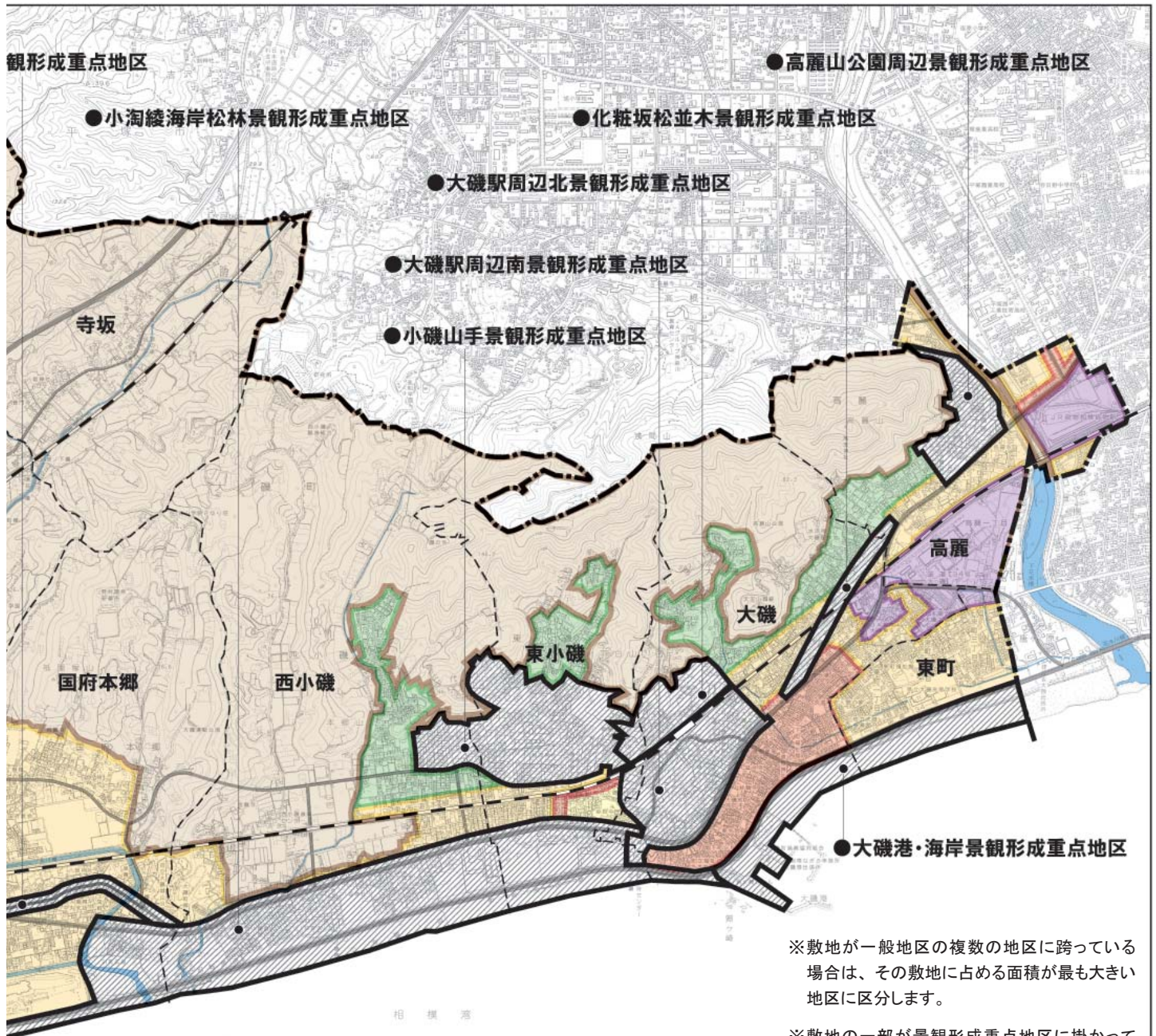
心なごむ里山・農村集落の
景観を継承し、
緑が豊かな自然景観を保全します

商業・業務地区

中小規模店舗の商業集積と
路地空間を活かした
景観づくりを目指します

工業・流通業務地区

金目川（花水川）や国道1号、
JR東海道本線から望む
高麗山や海岸の松林への眺望に
配慮した景観を形成します



※敷地が一般地区の複数の地区に跨っている場合は、その敷地に占める面積が最も大きい地区に区分します。

※敷地の一部が景観形成重点地区に掛かっている場合は、その敷地全体を景観形成重点地区に含むものとみなします。

大磯駅周辺北景観形成重点地区

丘陵の緑と宅地内の身近な緑が重層する
静かで落ち着いた住宅地環境を
保全し、継承します

化粧坂松並木景観形成重点地区

クロマツとエノキが醸し出す旧東海道の
面影に調和した豊かで静かな
住宅地景観を創出します

高麗山公園周辺景観形成重点地区

高麗山の豊かな自然環境を保全し、
山裾の緑と住宅地環境の
調和を図ります

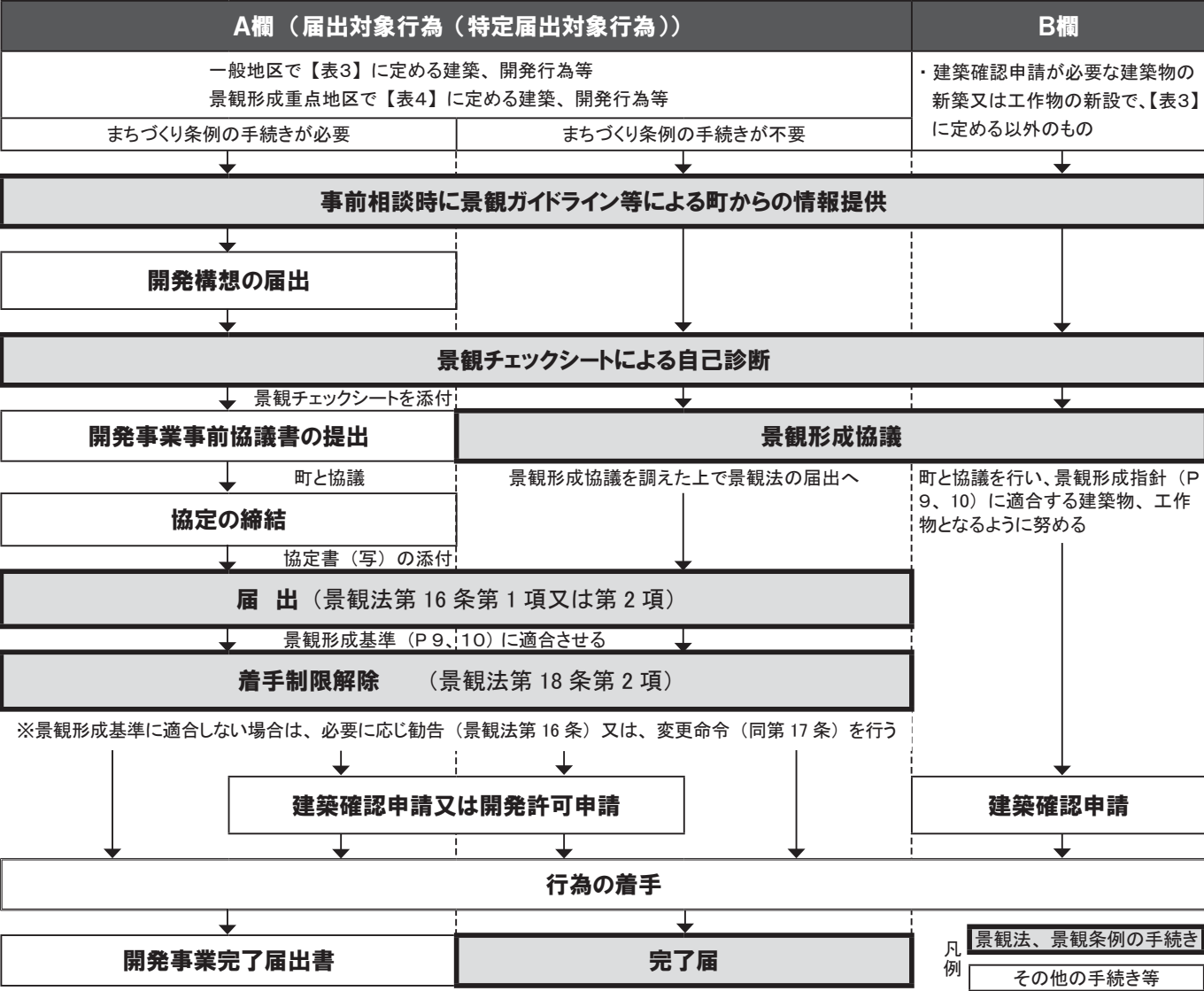
手続きのしかた

景観法及び景観条例に基づく手続きは次の表のとおり、景観チェックシートによる自己診断結果を基にした景観形成協議を行うことが基本になります。建築、開発行為等の計画時には、十分に現地や周辺環境の調査を行い、本ガイドラインを参照しながら、計画の立案及び施設のデザインをしてください。

【表1】 手続きの概要

地区の区分	手続きが必要となる行為	必要となる手続き		手続きの流れ
		景観チェックシートによる自己診断、景観形成協議	景観法第 16 条に基づく届出	
一般地区	P8の【表3】に定める建築、開発行為等	必 要	必 要	【表2】のA欄を参照
	建築確認申請が必要な建築物の新築又は工作物の新設で、P8の【表3】に定める以外のもの	必 要	不 要	【表2】のB欄を参照
景観形成重点地区	P8の【表4】に定める建築、開発行為等	必 要	必 要	【表2】のA欄を参照
景観計画区域（町全域）	公共建築物の建築（公共機関が行うもの）	必 要	（景観法に基づく通知）	—

【表2】 手続きの流れ ※建築確認申請又は開発許可申請の際には、町への事前経由が必要です。



届出対象行為（特定届出対象行為） 景観形成指針、景観形成基準

届出対象行為 （特定届出対象行為）

景観法第16条の手続きが必要な行為をいい、一般地区では、大磯町まちづくり条例に基づく一定規模以上の建築、開発行為等を、景観形成重点地区では、一般地区よりも広い範囲の行為をそれぞれ届出対象行為として設定しています。（表3、表4）

届出対象行為のうち、地区の区分別の景観形成基準（P9、P10）の中で「形態意匠」、「色彩」の基準に係るものを「特定届出対象行為」とし、景観形成基準に適合しない場合には「変更命令」の対象になります。

景観形成指針

景観形成方針に示す方向性を具体化するために、良好な景観の形成のための模範的なあり方を示すものです。景観形成指針への配慮状況は、景観チェックシートを用いて自己診断を行い、その結果を基に町と景観形成協議を行います。

景観形成基準

良好な景観の形成を実現させるために設定した基準で、届出対象行為（特定届出対象行為）に適用されます。届出対象行為（特定届出対象行為）が、その地区に適用される景観形成基準に適合していない場合、景観法の規定により勧告又は変更命令を受けることがあります。

【表3】 一般地区内の届出対象行為（特定届出対象行為）

一定規模以上の建築・開発行為等	①	開発事業区域の面積が300㎡以上の開発行為
	②	連続した開発行為を伴う建築を行う場合で、先行する建築物の完了検査済証交付後1年以内に行う開発行為を伴う建築で、当該開発事業区域面積の合計が300㎡を超えるもの
	③	中高層建築物（最低地盤面からの高さが10m以上又は最低地盤面からの階数が3以上の建築物）の建築（自己の居住の用に供する住宅を含む。）
	④	10戸以上の集合住宅の建築
	⑤	開発事業区域の面積が500㎡以上の店舗等（物品販売業を営む店舗、飲食店、事務所、集会場、ホテル及び旅館）の建築
	⑥	特定建築物（カラオケボックス、ぱちんこ屋、マージャン屋、ボーリング場、水泳場その他これらに類する施設、劇場、映画館その他これらに類する施設、工場、倉庫業を営む倉庫）の建築
	⑦	大磯町まちづくり条例第15条の規定による推進地区のうち、大磯町まちづくり条例施行規則で定めるものにおいて行う開発事業
	⑧	急傾斜地崩壊危険区域又は地区まちづくり協定の区域において行う開発事業
	⑨	開発事業区域の面積が3,000㎡以上のスポーツ・レクリエーション施設の建設
	⑩	延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計をいう。）が1,000㎡を超える建築物の建築
	⑪	事業区域面積が500㎡以上の公共施設の整備の必要がないと認められる単なる形式的な区画の分割又は統合による建築物の建築（大磯町まちづくり条例の手続きにより行われた開発事業は除く。）
	⑫	建築基準法第88条の規定により同法第6条の確認の申請が必要となる工作物のうち、高さが10mを超えるもの
	⑬	上記の③、④、⑤、⑥、⑩及び⑫に掲げる行為の対象となる建築物及び工作物のうち、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、変更の見付面積が外観の過半を超え、かつ、50㎡を超えるもの
	⑭	大磯景観資産に登録されている木竹の伐採

【表4】 景観形成重点地区内の届出対象行為（特定届出対象行為）

建築物	①	建築物の新築、増築、改築及び移転で床面積の合計が10㎡を超えるもの、並びに外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で外観の変更に係る施行部分の見付面積の合計が10㎡を超えるもの
	②	次に掲げる工作物の新設、増築、改築及び移転、並びに次に掲げる工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で施工部分の見付面積の合計が10㎡を超えるもの ア 建築基準法第88条の規定により同法第6条の確認の申請が必要となる工作物 イ 垣、さく、へい、防球ネットその他これらに類するもので、高さが1.5mを超え、かつ、長さが5mを超えるもの ウ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもので、高さが10mを超えるもの（送電又は通信に関するものを含む。） エ 立体式自動車駐車施設で駐車台数が2台以上のもの オ 自転車駐輪施設で高さが1.5mを超えるもの カ 屋外に設置するコンテナ倉庫その他これらに類するもので、高さが1.5mを超えるもの キ 屋外に設置する自動販売機で高さが1.5mを超えるもの
その他	③	開発事業区域の面積が300㎡以上の開発行為
	④	駐車場、資材置き場その他これらに類する施設の整備（土地の区画形質の変更を伴うもの）で、事業区域の面積が300㎡以上のもの
	⑤	大磯景観資産に登録されている木竹の伐採
	⑥	大磯町まちづくり条例第15条の規定による推進地区のうち、大磯町まちづくり条例施行規則で定めるものにおいて行う開発事業
	⑦	急傾斜地崩壊危険区域又は地区まちづくり協定の区域において行う開発事業

景観チェックシートによる自己診断は、良好な景観の形成の第一歩になりますので、次のことを十分に心掛けて行って下さい。



良好な景観の形成を進めるためには、行為を行う皆さん一人一人が主体的に取り組む必要があります。豊かな環境を後世に引き継ぐためにも、町の特性、景観形成方針、景観形成指針の趣旨を良く理解した上で、一つでも多くの配慮事項を計画に盛り込みましょう。

項 目	No.	景観形成指針、景観形成基準の一覧
配 置 等	1	大磯景観資産等の特性や魅力を損なわないように配慮する。
	2	建築物のスカイラインと壁面は、周辺の町並みや丘陵の稜線との調和を図る。
	3	建築物の壁面の位置は、原則として別表1（P12）に定めたものとする。ただし、地階の部分、自動車車庫の部分及び物置その他これに類する用途に供するもの（軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5.0㎡以内のもの）のいずれかに該当するものは、この基準の適用を除外する。また、敷地形状等の事情によりこの基準の後退ができない場合は、シンボルツリーの植栽等の代替措置を講じるものとする。
建築物の 形態意匠 工作物の 形態意匠	4	低層の建築物は、建て詰まり感のないようなバランス（間口（W）≧軒高（H）に配慮）のとれた形状とする。
	5	戸建住宅よりも壁面が大きくなる建築物は、壁面の適度な分節化を行い、隣接する建築物同士の壁面及び軒線の位置の調和を図る。
	6	歴史的建造物、史跡等の外観は、大きな変更を行わないものとする。
	7	歴史的建造物、史跡等に近接する敷地の建築物と工作物は、配置、形態意匠、外構囲障等に関し、それらとの調和を図る。
	8	建築物や工作物に使用する素材は、過度に光沢、反射するものの使用を避け、美しい経年変化を考慮する。
	9	商業施設の店先は、ゆとりの感じられる空間を確保し、自然素材や伝統素材を用いたうまいのある空間の演出を図る。
	10	建築物の2階以上の窓面には屋内広告物等の掲出を行わない。
	11	工場等の大規模な建築物は、屋上緑化及び壁面緑化を行う。
	12	建築物に付帯する工作物や設備機器等（物置、駐輪場、ごみ置き場、室外機等）の配置と形態は、通りからの見え方と町並みの連続性に配慮する。
色 彩	13	照明の光源は、周辺の環境に配慮した穏やかなものとし、光源の配置、点灯時間、照射面積等については、近隣の迷惑とならないようにする。
	14	建築物の屋根の基調色及び補助色の色彩は、マンセル表色系で別表2（P18）に定めたものとする。ただし、無釉薬の粘土瓦、銅板、無着色の自然素材を用いる場合又は、歴史的建造物等の屋根の色彩が歴史的な経過を表し、かつ、周囲の景観に調和すると認められる場合は、この色彩基準の適用を除外する。
	15	建築物の壁面、工作物の基調色及び補助色の色彩は、マンセル表色系で別表3（P18）に定めたものとする。ただし、無着色のガラス及び無着色の自然素材を用いる場合又は、歴史的建造物等において壁面の色彩が歴史的な経過を表し、かつ、周囲の景観に調和すると認められる場合は、この色彩基準の適用を除外する。
	16	建築物の壁面や工作物のアクセント色の部分又は日よけテントは、使用面積をできるだけ小さくし、壁面等の基調色及び補助色との調和のとれた色彩とする。
	17	屋外に設置する自動販売機の外装（商品窓及び広告窓の部分を除く。）の色彩は、マンセル表色系で別表4（P18）に定めたものとする。ただし、周囲を自然素材等で遮へい修景した場合は、この色彩基準の適用を除外する。
外構囲障	18	敷地の外構や囲障は、生垣植栽又は自然素材（板塀、竹垣、基壇石積み等）による修景を行う。
	19	駐車場（敷地内駐車スペースを含む。）は、緑化修景（生垣、高木、床面緑化等）を行う。
	20	擁壁の形態意匠は、分節化又は自然素材、緑化等による修景を行うことにより、圧迫感を低減させる。
木竹の 植栽等	21	大磯景観資産である敷地内の木竹を保全する。枯死等の理由により伐採する場合は、代替植栽等を行い、周辺景観の良好な維持を図る。
	22	敷地の前面にシンボルツリーを植栽するものとする。また、敷地の緑化に使用する樹種は、周辺景観と調和し、四季の移ろいを感じさせるものとする。

※1) 行為の基準として景観形成指針と同様の項目が、地区まちづくり協定を締結した地区まちづくり計画に定められている場合、地区まちづくり計画の基準に従います。

※2) 行為の基準として景観形成指針と同様の項目が、都市計画法の地区計画に定められている場合、地区計画の基準に従います。

下表内の凡例	○：景観形成指針のみ	一般地区	緑 陰：緑陰住宅地区	景観形成重点地区	高麗山：高麗山公園周辺	大磯港：大磯港・海岸
	◎：景観形成指針及び景観形成基準		低中層：低中層住宅地区		化粧坂：化粧坂松並木	小淘綾：小淘綾海岸松林
	－：適用なし		里 田：里山田園・丘陵地区		駅 北：大磯駅周辺北	中 丸：旧東海道中丸
			商 業：商業・業務地区		駅 南：大磯駅周辺南	六 所：六所神社周辺
			工 業：工業・流通業務地区		山 手：小磯山手	

No.	一般地区の区分					景観形成重点地区の区分								
	緑陰	低中層	里田	商業	工業	高麗山	化粧坂	駅北	駅南	山手	大磯港	小淘綾	中丸	六所
1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	◎	－	－	－	◎	◎	◎	◎	－	◎	◎	◎	◎	◎
4	○	○	○	－	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○
5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	－	－	－	○	－	－	－	－	○	－	－	○	－	－
10	○	－	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	○	－	－	－	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
15	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	－	－	－	－	－	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
18	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
19	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
20	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	－	◎	◎	◎
21	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
22	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

No.1 大磯景観資産等の特性や魅力を損なわないように配慮する。

○大磯景観資産とは、「眺望」「自然」「みち」「建築物」等の景観資源の中でも特に優れたもので、町が登録しているものをいいます。



○大磯景観資産のほか、「景観重要建築物」「景観重要樹木」「登録有形文化財」などに関しても魅力を損なわないような配慮が必要です。

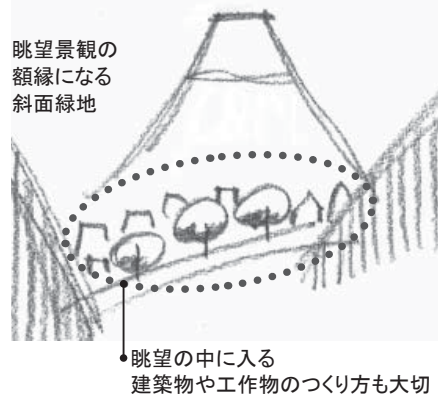


○景観資産との間にゆとり（空地や緑地）を保ち、景観資産の価値を引き立てるように配慮してください。



○景観資産への眺望の中に見える建築物や工作物の配置・規模・形態・色彩等の調和に努めてください。

景観資産の富士山ビュー



○景観資産に併設する施設は、景観資産の魅力を引き立たせるデザインにする必要があります。



○景観資産を望む場所には、憩えるような場を創出しましょう。

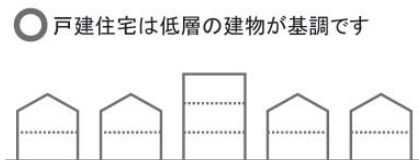


No.2 建築物のスカイラインと壁面は、周辺の町並みや丘陵の稜線との調和を図る。

○建築物のスカイラインと丘陵のスカイラインのリズムの調和が大磯らしい景観を構成しています。



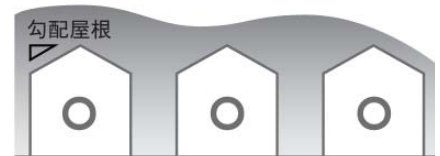
○背後に丘陵を背負う場所の住宅等の高さは低層（3階建以下）を基調としましょう。



✕ 戸建住宅地の中に階数が異なる建物が建つとスカイラインが乱れます



○背後に丘陵を背負う場所の住宅等の屋根は、丘陵のスカイラインを乱さぬように、勾配屋根を基調としましょう。



○建築物のスカイラインと丘陵のスカイラインが交錯しないで自然と都市のスカイラインが調和すると、美しい眺望景観を保つことができます。

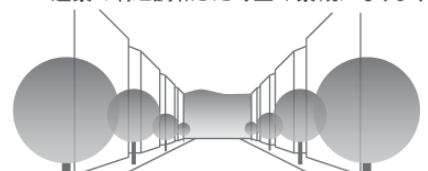


No.3

建築物の壁面の位置は、原則として別表1に定めたものとする。ただし、地階の部分、自動車車庫の部分及び物置その他これに類する用途に供するもの（軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5.0㎡以内のもの）のいずれかに該当するものは、この基準の適用を除外する。また、敷地形状等の事情によりこの基準の後退ができない場合は、シンボルツリーの植栽等の代替措置を講じるものとする。

【町並み景観の向上のための壁面後退】

1.5メートルの壁面後退部に植栽をすると遠景の緑と調和した町並み景観になります



壁面後退がない通りの景観は圧迫感が大きく、見通しも狭くなります



壁面後退部にシンボルツリーを植栽すると...



やがて、緑豊かな町並み景観に育ちます

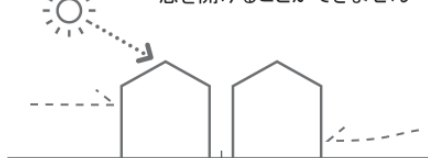


【住環境の質の確保のための壁面後退】

住環境に十分な採光と通風を確保するためにも壁面後退は有効です

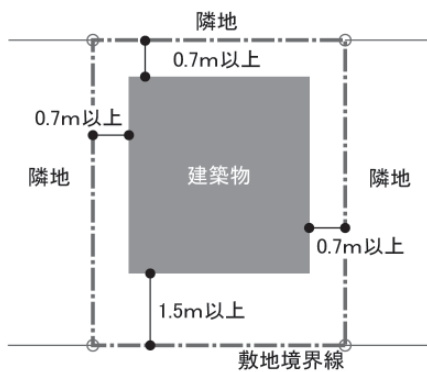


家同士の壁面が接していると窓を開けることができません



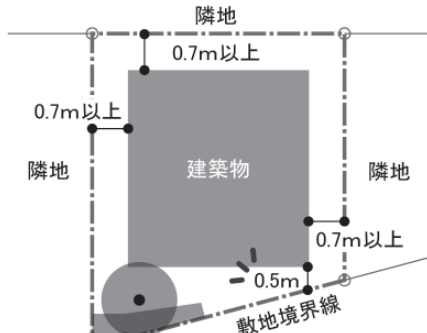
－ 景観形成重点地区の例 －

【壁面後退距離のとり方】



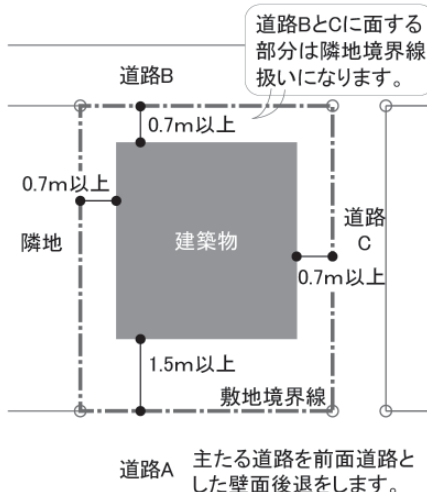
前面道路

【壁面後退距離が確保できない時の代替措置】



シンボルツリーや生垣を敷地の前面に植栽して、通りに対する建物の圧迫感を低減させます。

【2本以上の道路に接する場合の前面道路】



主たる道路を前面道路とした壁面後退をします。

【別表1】 地区の区分	壁面後退距離	
	前面道路の境界線からの後退距離	隣地境界線からの後退距離
一般地区 (低中層住宅地区、里山田園・丘陵地区、商業・業務地区を除く。)	1.5 m 以上	—
景観形成重点地区 (大磯駅周辺南景観形成重点地区及び都市計画法第9条第8項の近隣商業地域に指定された区域を除く。)	1.5 m 以上	0.7 m 以上

【適用除外になる建築物の地階の部分】

前面道路から見えない地階部分は適用除外になります。



【適用除外になる自動車車庫】

柱と屋根だけの開放的な自動車車庫も適用除外になります。



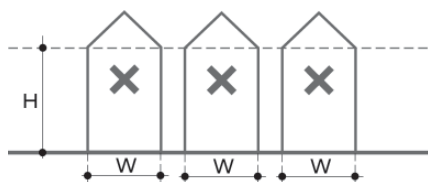
【適用除外になる物置その他これに類するもの】

軒の高さが2.3m以下でかつ、床面積の合計が5.0㎡以下の物置等は適用除外になります。

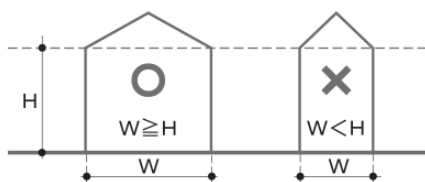


No.4 低層の建築物は、建て詰め感のないようなバランス（間口（W） $\geq$ 軒高（H））のとれた形状とする。

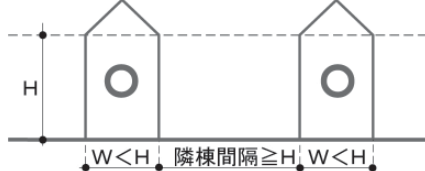
○「建て詰め感」とは間口（W） $<$ 軒高（H）の建築物が2棟以上連続することです。



○住宅等の建築物の縦横比は、 $W \geq H$ だとバランスがとれた形状です。



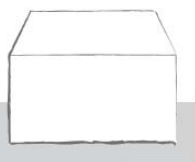
○ $W < H$ の建築物でも隣棟間隔を十分に確保すれば、「建て詰め感」が軽減します。



○ 隣棟間隔を確保して、空地进行緑化している緑陰住宅地は、大磯らしい住宅地環境のモデルです。



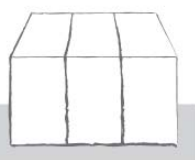
No.5 戸建住宅よりも壁面が大きくなる建築物は、壁面の適度な分節化を行い、隣接する建築物同士の壁面及び軒線の位置の調和を図る。



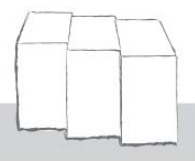
○戸建住宅よりも大きな壁面を持つ建築物は、小さく見える工夫を行い、町並みの調和に努めましょう。



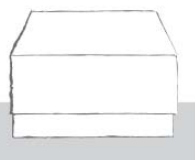
パターン1
壁面に深い陰影をつける



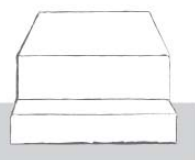
パターン2
小さな固まりに分割する



パターン3
雁行させる

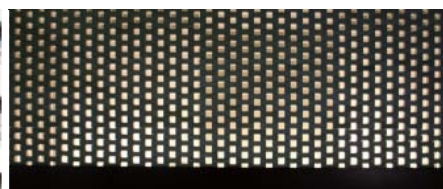


パターン4
低層部に空地を確保して、町並みに対して空地を有効に確保する



パターン5
上層部にセットバックして、眺望景観を広く確保する

○開口部廻りの形状を工夫したり、壁面の仕上げ材に凹凸のあるデザインを使用して分節化することもできます。



○マンションも高さを低層にして壁面を分節化すると、戸建住宅地に馴染みやすくなります。



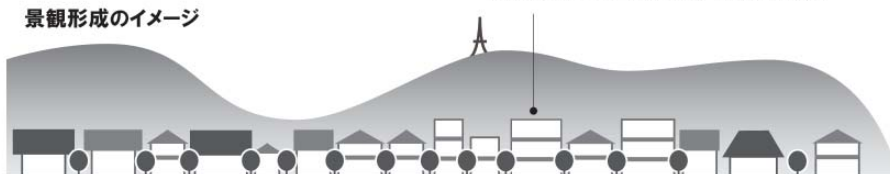
旧東海道の面影を残す国道1号沿いに現存する歴史的建造物の民家は、棟のラインと通りのラインが平行に揃い、丘陵の稜線と調和したスカイラインを持っています



現況



景観形成のイメージ



隣接する建築物同士の階数や軒線の位置の調和に努めると町並みが落ち着きます

No.6

歴史的建造物、史跡等の外観は、大きな変更を行わないものとする。

○歴史的建造物の佇まいは、長い歴史を持つ風格のある本町の象徴でもあります。歴史的建造物と史跡は、保全と継承に努めましょう。



○歴史的建造物を活用するために、内装や設備の更新等は用途に合わせて適宜行ってください。

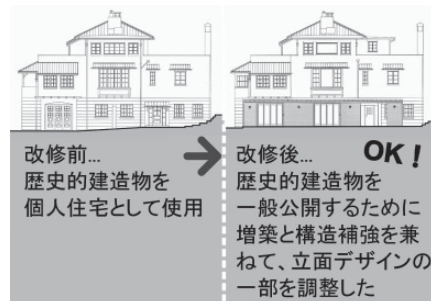
(町屋の外観を残し、喫茶店に改装した例)



○やむを得ず、用途を転換する時には、樹木や歴史的な外構囲障の保全に努め、通りからの見え方に配慮します。



○歴史的建造物の移築復元や改修にあたり、管理・運営や構造耐力上必要と思われる改修については、歴史的価値を損なわない程度の範囲で行ってください。



○石仏と石積み擁壁のある路地の景観に、小さな心遣いの花が彩りを添えています。



No.7

歴史的建造物、史跡等に近接する敷地の建築物と工作物は、配置、形態意匠、外構囲障等に関し、それらとの調和を図る。

○クロマツと竹垣が特徴的な外構囲障を持つ旧島崎藤村住宅の佇まいは、誰もが足を止める史跡散策スポットです。



○旧島崎藤村住宅の前面敷地は、緑のオープンスペースとして地域に開放され、歴史的建造物の佇まいを活かした穏やかな住宅地環境が創出されています。



○向こう三軒両隣で、歴史的建造物や史跡に近い宅地は、沿道の景観を演出しましょう。

✕ 外構囲障がバラバラで、緑がない町並みはチグハグな印象を与え、歴史的建造物や史跡が引き立ちません



○ 歴史的建造物に隣接する宅地同士の外構囲障を揃え、樹木で境界部を馴染ませると、町並みが整います



✕ 沿道の殺風景な町並みが視界に大きく入るので、通りの先にある景観資源が引き立ちません



○ 景観資源へと続く宅地を生垣で緑化するだけで、参道の景観が引き締められ、町並み全体の魅力が向上します



No.8

建築物や工作物に使用する素材は、過度に光沢、反射するものの使用を避け、美しい経年変化を考慮する。

○「美しい経年変化を持つ素材」とは、次の特徴を持つ素材のことをいいます。

- ①時代の変化に耐える素材
- ②耐久性、耐食性に優れる素材
- ③適度にメンテナンスが行える素材
- ④自然界の中の素材で自然に溶け込む素材
- ⑤年月とともに、色艶と風合いが増す素材

○「美しい経年変化を持つ素材」は、年月を経るとともに、大地や緑といった自然に馴染みを増していく良さがあります。



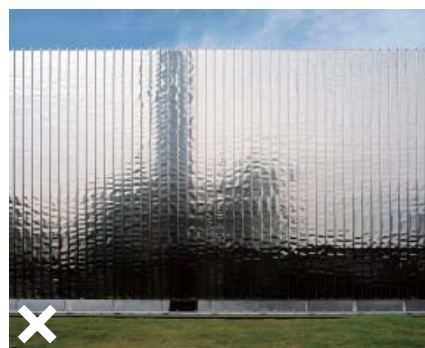
○「石・木・土・植物・鉱物」等の自然界にある素材を原材料に含む建材には、美しい経年変化を持っているものが多いです。



○鉄類、漆喰、レンガ、無釉薬の粘土瓦、柿渋等の塗料も自然素材です。



○過度に光沢、反射する素材を用いた建築物や工作物は、一つの形としてのデザインは良くとも、自然が豊かな大磯の町並み景観に調和するとは限りません。



No.9

商業施設の店先は、ゆとりの感じられる空間を確保し、自然素材や伝統素材を用いたうまい空間の演出を図る。

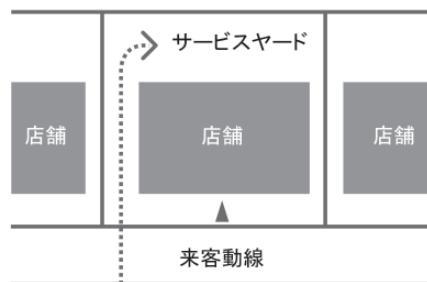
○お店の様子が通りから良くわかり、ベンチやプランターなどの心遣いがさりげない店舗は、フラツと立ち寄りたくなります。



○ショーケースやものづくりの現場が街路に創出するデザインも良いでしょう。



○来客の動線に配慮したサービスヤードの配置に心がけます。



○店舗の横に小休憩ができるテラスを設けているパン屋。天気の良い休日は来店者が途切れることはありません。



○店舗で扱う商品イメージを店前の緑化修景に表出しています。景観と商売を上手に両立させましょう。



○来客の動線の邪魔にならない位置に駐輪や駐車スペースを確保しましょう。



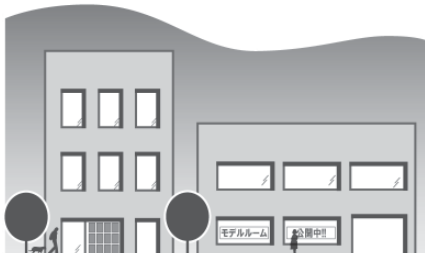
No.10

建築物の2階以上の窓面には屋内広告物等の掲出を行わない。

○眺望の視界の中に入る2階以上の窓のガラス面等への広告の掲出を控えて下さい。



× 大きさや色彩、掲出位置に配慮のない広告は町並み景観を混乱させるだけで、商業行為そのもののイメージアップにはつながりにくいものです



○ 来客者にとって、本当に必要な広告情報を適切な位置に適切に表示すると、町並み全体がすっきりと統一され、商品そのものにも目がとまりやすくなります

○ 広告物等は無造作な掲出を避け、ワンポイント表示を心がけましょう。



○ 窓面に広告を掲出するときは、切り文字のサインを用いたり、商品のディスプレイと兼用したりしましょう。



No.11

工場等の大規模な建築物は、屋上緑化及び壁面緑化を行う。

○ 大規模な工場や商業施設等は、視界に占める範囲が大きいので、屋上緑化、壁面緑化に努めてください。

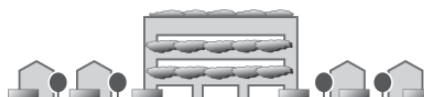


相模湾



大規模な建築物は、自然を背景にした眺望景観に馴染むような配慮が必要です

○ 敷地に余裕がある場合には、「林の中」にあるようなイメージで、敷地の周囲を十分に緑化することも良いでしょう。



大規模な建築物は屋上緑化と壁面緑化を施し、戸建住宅地内の身近な緑と調和させます



大規模な建築物の敷地内を木立の林にすることは、屋上緑化や壁面緑化と同等の効果があります



○ 施設の緑化は、町並み景観との調和だけでなく、ecoの視点からも企業のイメージアップにつながります。



○ ゴーヤやアサガオを使った緑のカーテンは、壁面緑化の修景効果に加えて、「天然エアコン」にもなります。



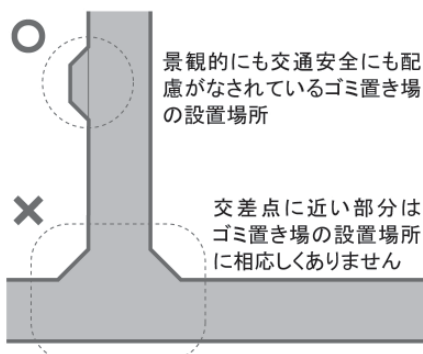
No.12

建築物に付帯する工作物や設備機器等（物置、駐輪場、ごみ置き場、室外機等）の配置と形態は、通りからの見え方と町並みの連続性に配慮する。

○門扉やエントランスは、住まいの顔です。町並みに対して豊かな表情が表出するように魅力あるデザインを用いましょう。



○ごみ置き場の設置位置は、目立ちやすい交差点のコーナーを避け、交通の妨げとならないように、アルコーブ（くぼみ）を設けましょう。



○ごみ置き場の設置位置や収納方法に合わせて、適宜収納庫や目隠し等の遮へい修景を心がけてください。



○通りから見える設備機器等は、柵などで遮へい修景をしましょう。



○通りに表出する駐輪場の壁面を緑化して、生垣の変わりとする手法は、見習いたい修景方法の一つです。



No.13

照明の光源は、周辺の環境に配慮した穏やかなものとし、光源の配置、点灯時間、照射面積等については、近隣の迷惑とならないようにする。

○店舗や事務所の夜間照明は、住宅地の静かな環境を損ねることのない落ち着いたものにしましょう。



○落ち着いたあかりの色は、暖かみを感じる暖色系の光源（色温度3000K以下）です。

7000K	曇天光7000K
蛍光灯昼白色6500K	
6000K	平均昼光6000K
水銀灯（透明）5800K	正午の日光5300K
5000K	蛍光灯昼光色5000K
蛍光灯白色4200K	
4000K	メタルハライドランプ3800K
3000K	ハロゲンランプ3000K 蛍光灯電球色3000K
	日の出40分後の太陽2900K
2000K	高圧ナトリウムランプ2000K
	ろうそくの炎1700K

推奨値

○白色ではなく電球色の蛍光灯を使用して、暖かみのある夜間景観を通りに対して演出しているコンビニエンスストア。



○ショーケースのピンスポット照明は、夜間の通りに対して、防犯も兼ねた粋な演出も兼ねることができます。



○建築物や看板のライトアップの光源は、通りから直接見えないようにしましょう。



○常看板の照明は眩しすぎて、近隣の迷惑にもなるので、サイズダウンか、軒下や店内に設置するなどの工夫が必要です。



No.14

建築物の屋根の基調色及び補助色の色彩は、マンセル表色系で別表2に定めたものとする。ただし、無釉薬の粘土瓦、銅板、無着色の自然素材を用いる場合又は、歴史的建造物等の屋根の色彩が歴史的な経過を表し、かつ、周囲の景観に調和すると認められる場合は、この色彩基準の適用を除外する。

【別表2】	色相 (Hue)	明度 (Value)	彩度 (Chroma)
一般地区 □ 景観形成重点地区	5YR から5Y まで	5以下	6以下
	上記以外の有彩色	5以下	2以下
	無彩色	8以下	—

※屋根上の太陽光発電システムその他これに類するものは、色彩基準の適用は除外になります。また、歴史的建造物の屋根（例：大磯駅）も、色彩基準の適用は除外になります。



No.15

建築物の壁面、工作物の基調色及び補助色の色彩は、マンセル表色系で別表3に定めたものとする。ただし、無着色のガラス及び無着色の自然素材を用いる場合又は、歴史的建造物等において壁面の色彩が歴史的な経過を表し、かつ、周囲の景観に調和すると認められる場合は、この色彩基準の適用を除外する。

【別表3】	色相 (Hue)	明度 (Value)	彩度 (Chroma)
一般地区 □	5YR から5Y まで	2以上8以下	6以下
	上記以外の有彩色	2以上8以下	2以下
	無彩色	9以下	—
景観形成重点地区 - 丘陵側 - □	5YR から5Y まで	2以上6以下	6以下
	上記以外の有彩色	2以上6以下	3以下
	無彩色	8以下	—
景観形成重点地区 - 町中 - □	5YR から10YR まで (10YR は除く。)	2以上7以下	6以下
	10YR から5Y まで	2以上7以下	6以下
	上記以外の有彩色	7から9以下	3以下
	無彩色	2以上7以下	3以下
景観形成重点地区 - 海岸側 - □	5YR から5Y まで	2以上7以下	3以下
	上記以外の有彩色	2以上7以下	3以下
	無彩色	9以下	—

●色彩の基準の考え方

町並み景観の色彩は、海・空の青と丘陵の緑の移ろいを豊かに感じとることができる大磯らしい町並み景観の保全、創出ができるように配慮する必要があります。

町並み景観の「色彩」に秩序を持たせるため、町並み全体の中で「目立つ・目立たない」、「落ち着いた・けばけばしい」と感じる誘目性の評価に大きな影響を与える「彩度 (Chroma)」のあり方に着目し、彩度を抑える方向で色彩基準値を設定しています。

景観形成重点地区 - 丘陵側 - □

高麗山公園周辺、大磯駅周辺北、小磯山手

景観形成重点地区 - 町中 - □

化粧坂松並木、大磯駅周辺南、小滝海岸松林、旧東海道中丸、六所神社周辺

景観形成重点地区 - 海岸側 - □

大磯港・海岸

No.16

建築物の壁面や工作物のアクセント色の部分又は日よけテントは、使用面積をできるだけ小さくし、壁面等の基調色及び補助色との調和のとれた色彩とする。



No.17

屋外に設置する自動販売機の外装（商品窓及び広告窓の部分を除く。）の色彩は、マンセル表色系で別表4に定めたものとする。ただし、周囲を自然素材等で遮へい修景した場合は、この色彩基準の適用を除外する。

【別表4】	組み合わせ1	組み合わせ2
色相 (Hue)	10YR	5Y
明度 (Value)	6	7.5
彩度 (Chroma)	1	1.5
色彩見本		

※「組み合わせ2」は、自動販売機業界の景観対応推奨カラーです。

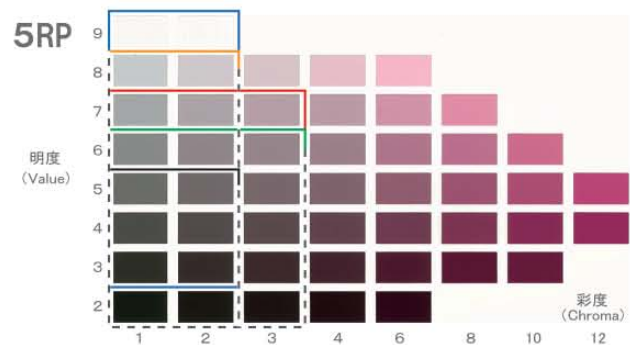
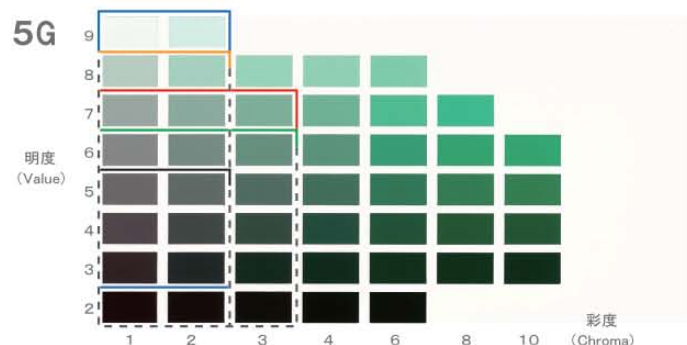
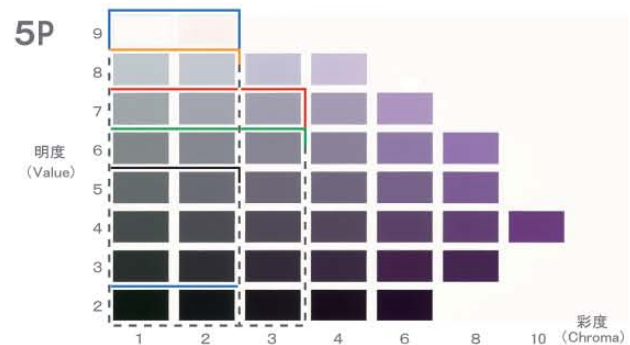
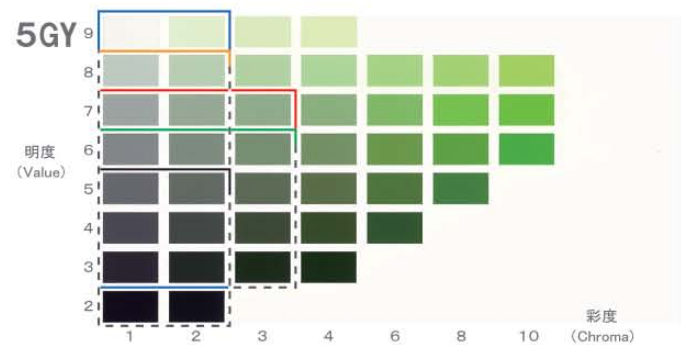
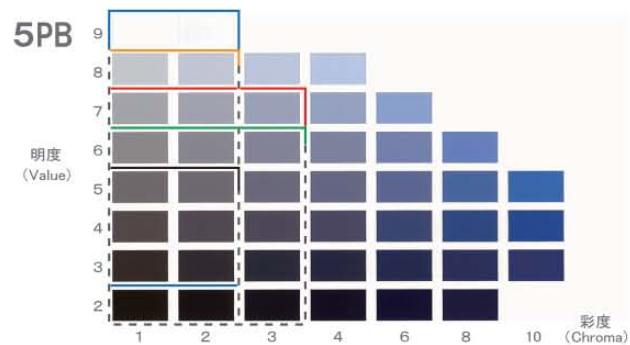
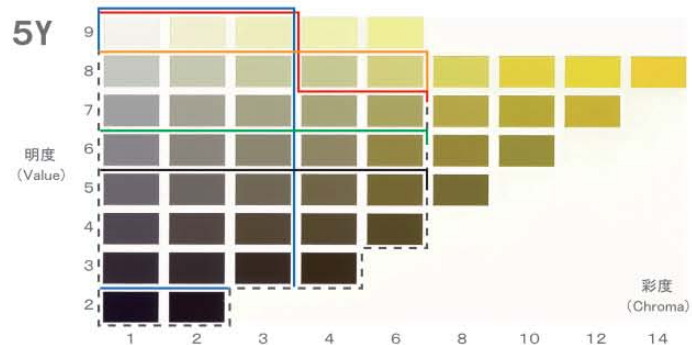
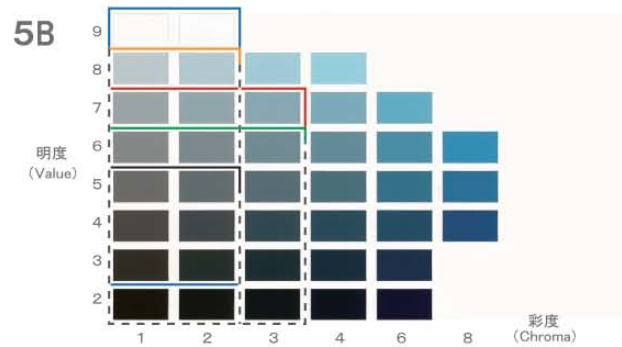
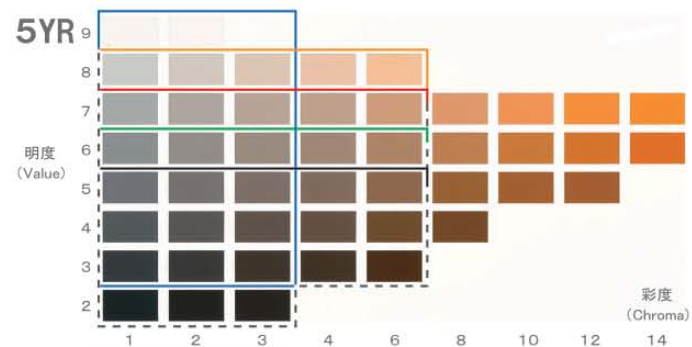
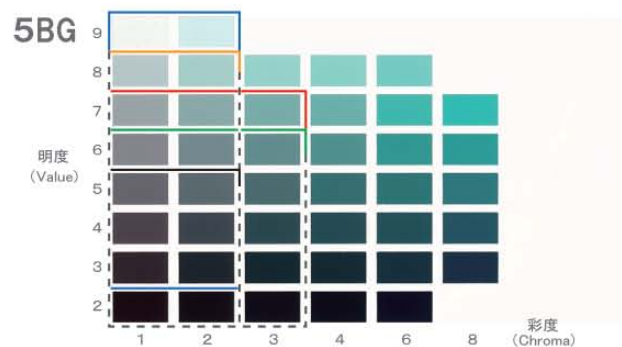
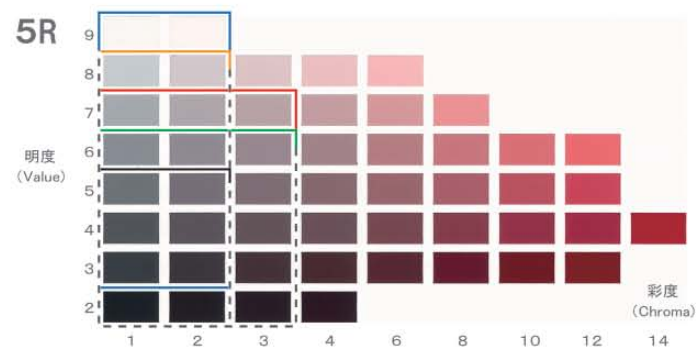
○店の入口に自動販売機を設置し、側面の遮へいを建物のデザインに揃えましょう。



○商品窓の中だけに色彩を使用している自動販売機は、見た目もすっきりとして、商品そのものに視線が注目しやすいです。



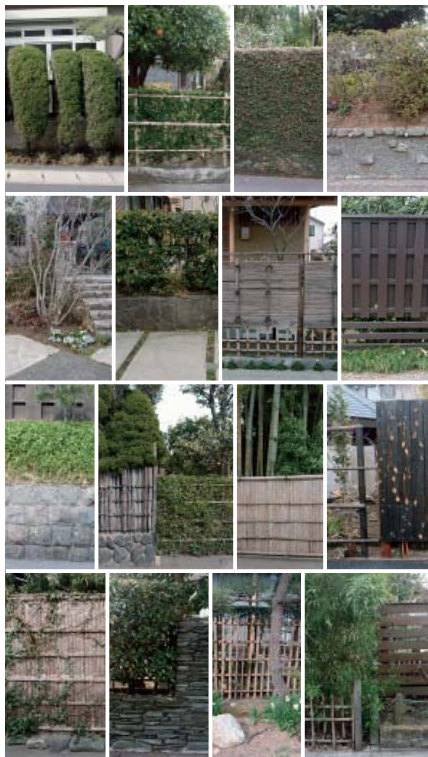
別表2
別表3の一般地区
※重複する範囲は - - - - で表示しています。
別表3の景観形成重点地区 - 町中 -
別表3の景観形成重点地区 - 丘陵側 -
別表3の景観形成重点地区 - 海岸側 -



※ 色票は「JIS 標準色票 - 光沢版 -」を使用していますが、印刷の都合上、実際の色とは若干異なるため、色の確認は必ずマンセル値で行って下さい。

No.18 敷地の外構や囲障は、生垣植栽又は自然素材（板塀、竹垣、基壇石積み等）による修景を行う。

○宅地の外構囲障には、生垣や自然素材を用いた多くの種類があります。この囲障によって豊かな環境が形成されています。



○敷地のスペースに限りがある場合は、塀を設置しないで、空地を花壇風に緑化しても良いでしょう。



○無機質なブロック塀のみの外構は、緑豊かな住宅地の町並みに調和しません。また、防犯や防災の観点からも推奨できません。



○共同住宅の外構に、シンボルツリーや緑化擁壁等の十分な修景を施すと、戸建住宅の町並みと調和することができます。



○町の緑の施策

町では、いけがきの設置に対する補助制度を用意しています。詳しくはお問い合わせ下さい。



No.19 駐車場（敷地内駐車スペースを含む。）は、緑化修景（生垣、高木、床面緑化等）を行う。

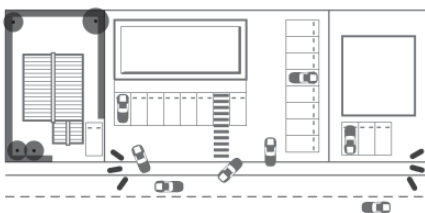
○駐車場を緑化修景すると、車両がない時でも通りに対して豊かな演出を行うことができます。



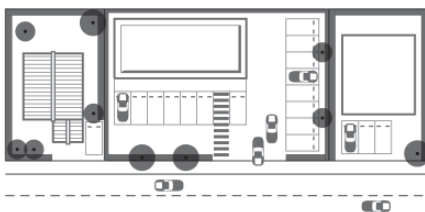
○駐車場は、緑化をアクセントにすると、単調さや味気なさが軽減することができ、車がない時は緑のオープンスペースとしても機能します。



○敷地の四周の緑化に加えて、出庫時の事故を避けるためにも、コインパーキングやコンビニエンスストアや月極の駐車場の出入口は1か所に集約しましょう。



間口の大きい駐車場は、町並み景観を分断するだけでなく、安全面でも町に対する負荷が大きくなります

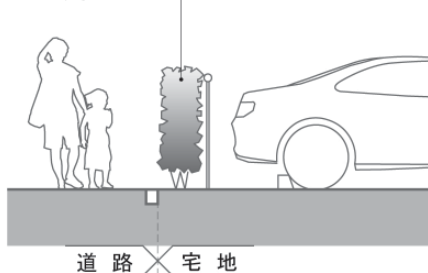


生垣の修景で車両の出入り口を1か所に集約すると、緑の景観が向上するだけでなく、安全な町並みになります

○町並みに対して、大きく視界に入る月極や時間貸の駐車場の周囲を生垣等で緑化すると、住宅地の景観に馴染みます。



○フェンスよりも生垣が道路に面するように配置をすると景観的に効果のある緑化になります。



○背の高い擁壁を庭から溢れる草花で彩っている住宅。窓辺のプランターと合わせて、背後に見える丘陵の緑と調和しています。



✕ 建築物の壁面や擁壁の仕上げが剥き出しのままでは、住宅地の景観と丘陵の自然景観の調和が生まれません。



- ①屋根の形状
 - ②建築物と工作物の色彩
 - ③生垣とシンボルツリーの植栽
 - ④擁壁の緑化
- 等に配慮をすると、住宅地の景観と自然景観が調和します。



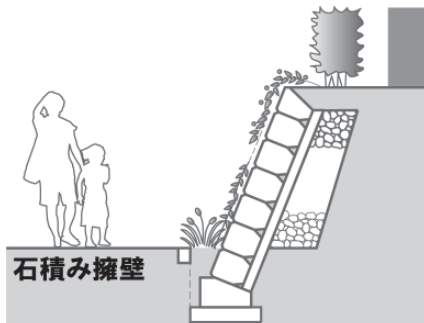
○緑化ブロック擁壁を使用すると、斜面が自然の姿に近い仕上げになります。



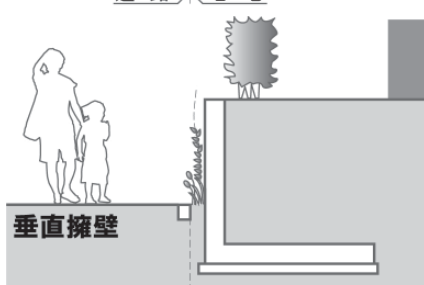
○背の高い擁壁も、ツタの緑が覆うと圧迫感が低減します。



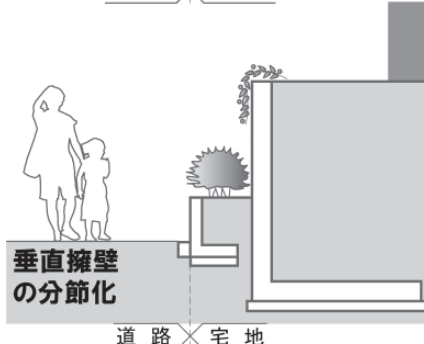
○高さが1.2m（子供の視線）を超えるような擁壁は、町並みに対して圧迫感の低減が必要です。



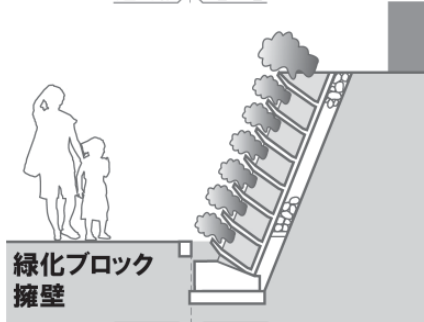
道路 × 宅地



道路 × 宅地



道路 × 宅地



道路 × 宅地

擁壁も庭の一部として上手に緑化しましょう



○擁壁の素材を工夫することで、圧迫感を低減させることもできます。

自然石の玉石積



コンクリート擁壁に割り肌加工の張り石



人工割り肌石材（スプリットブロック）の矢羽積



コンクリート打放しに目地棒とはつり仕上げ



プレキャストコンクリート擁壁の石乱積み模様



No.21

大磯景観資産である敷地内の木竹を保全する。枯死等の理由により伐採する場合は、代替植栽等を行い、周辺景観の良好な維持を図る。

○樹形が良い木、大木の孤立樹やクロマツ林などは、場を特徴づけたり、町並み景観のアクセントになります。



○通りから見える樹木を地域のシンボル、ランドマークとして保全し、育て、周囲からの見え方にも配慮を行いましょう。



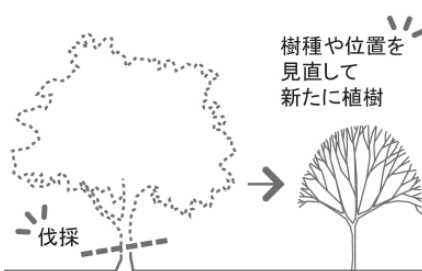
○背の高い生垣を刈り込んだ防風林で、門前と通りを豊かに演出しています。



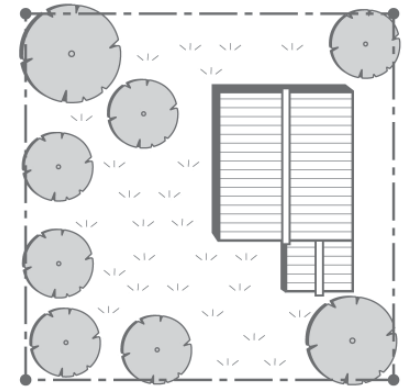
○竹林やクロマツ林などは、定期的な維持管理が必要です。



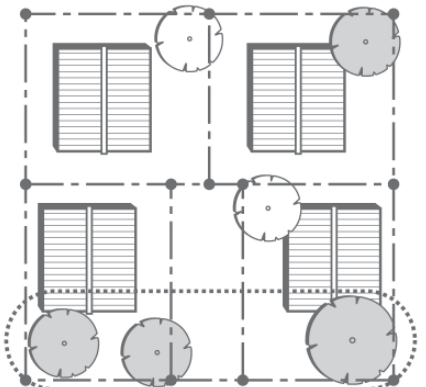
○やむをえず伐採することになった時は、代替植栽をしましょう。



○大規模な敷地を分割したりマンションに転換する時は、通りに面する木竹を保全して、良好な環境を引継ぎましょう。



敷地分割の時は...



町並みを構成する木竹を保全しましょう。

○お屋敷の囲障と敷地内の木立を活かしてマンションに転換した町内の開発事例。大磯らしい佇まいを継承している好例です。



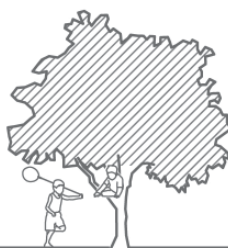
○自然と歴史と心象を結びつける樹木には様々な効用があります。



眺める



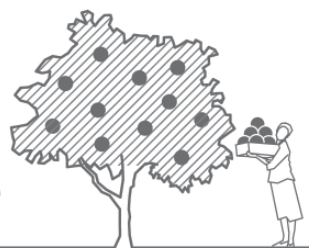
休む



遊ぶ



育てる



収穫する

No.22

敷地の前面にシンボルツリーを植栽するものとする。また、敷地の緑化に使用する樹種は、周辺景観と調和し、四季の移ろいを感じさせるものとする。

○新しい宅地は、通りからみて建築物が露出しないように、シンボルツリーとなる高木（樹高3m以上）を植栽しましょう。



○シンボルツリーが町並みを有機的につないでいきます



✕シンボルツリーがないと無機質な町並みになります

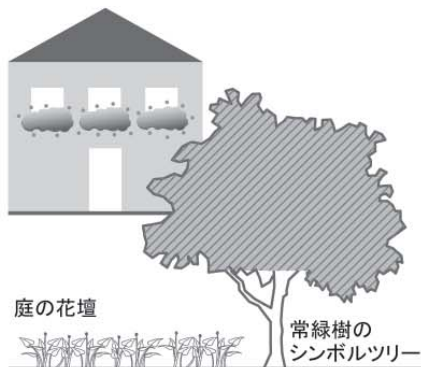


○門前のシンボルツリーは、通りに対して潤いのある空間を創出しましょう。

○各宅地のシンボルツリーが連続すると、街路に木漏れ日が落ちる公園のような町並みになります。



○シンボルツリーが常緑樹の時は、庭の花壇や生垣などに四季を感じる植物を組み合わせると良いでしょう。



庭の花壇

常緑樹のシンボルツリー



○町の緑の施策

町では、シンボルツリーの植栽に対する補助制度を用意しています。詳しくはお問い合わせ下さい。

○大磯の四季を彩る樹木の例



春 - サクラ

春 - コブシ



春 - モクレン

春 - ボケ



夏 - サルスベリ

夏 - ヤマモモ



夏 - クロマツ(町の木)

夏 - サンゴジュ



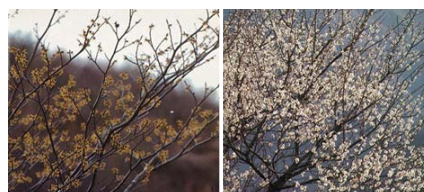
秋 - ヒラカンサ

秋 - モミジ



秋 - キンモクセイ

秋 - カキ



冬 - マンサク

冬 - ウメ



冬 - ツバキ

冬 - サザンカ(町の木)

屋外広告物について

広告看板は、商店や地域の心意気をあらわす「顔」であり「シンボル」です。町並み景観において大きなウェイトを占める屋外広告物についても、良好な景観の形成に配慮したデザインが求められます。

○全国統一のロゴマークは、文字色と地色を反転したり、地色を建築色等によって、シンプルで見やすくなります。



○周辺環境から突出しないように色彩とサイズを考慮した屋外広告物の掲出は企業のイメージアップにもなります。



○自家用広告物も切り文字サインを主体として、建築物と一体的にデザインすると視認性の高いものになります。



○日よけテントやオーニングに掲出する文字や色彩は、店舗のイメージが表出するようなデザインに努めましょう。



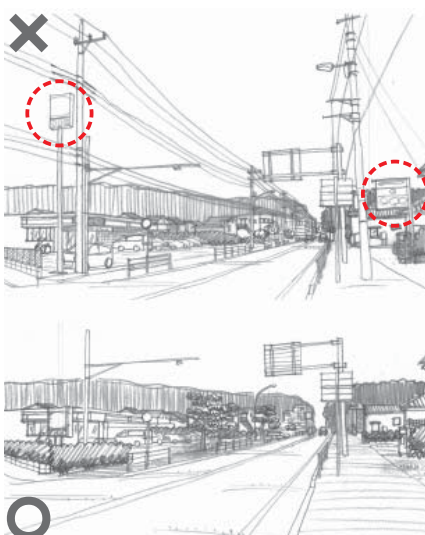
○伝統的なデザインの看板は、自然素材を用いてデザイン要素が少なく、素朴ですっきりとしているため、好感度があがります。



○一つの建築内で複数の表札等を設置するときは、設置位置や表現方法を統一し、情報の更新がしやすい仕様にしましょう。



○屋上広告物や独立広告塔の高さを抑え、空や丘陵への眺望が確保されます。



○町内の散策路を案内するサイン板は、木製の素材を基調として、東海道の時代性を感じさせます。



○広告旗は、特売日などの日時を限定しためりはりのある使い方や、色だけの表現も効果的です。管理は毎日行いましょう。



○広告物の照明は、暖かみのある光源で外照式とし、町の輪郭を柔らかく照らす落ち着いた夜景観の演出に努めましょう。



屋外広告物の規制については、現在、神奈川県屋外広告物条例によっていますが、本町の実状に合わせた屋外広告物の誘導や規制を行うため、県から権限移譲を受け、さらには、屋外広告物の色彩、大きさ等の規制の基準を新たに付加した本町独自の屋外広告物条例の制定を目指します。

※このページに使用している写真は、良好な景観の形成の事例紹介のために掲載しているものであり、特定の企業等を宣伝する目的はありません。

景観資源の保全と管理活用方策

本町の自然的、歴史的な成り立ちに即し、町の個性となっている景観を形成している建造物や樹木を「景観重要建造物」や「景観重要樹木」に指定することによって、景観資源を保全し、その認知度を高め、有効に活用することを促していきます。

（１）景観重要建造物の指定の方針

「景観重要建造物」は、大磯町の成り立ちを象徴するシンボルやランドマークになっている建造物で、「大磯景観資産」に登録されているもののうち、次の4つのいずれかに該当するものを指定します。

- ① 大磯の宿場町の歴史を伝える建造物
- ② 邸園文化や近代のまちづくりを伝える建造物
- ③ 地域の生活、文化、故事、伝承にまつわる建造物
- ④ 大磯の良好な町並みを構成する形態意匠を持つ建造物



（２）景観重要樹木の指定の方針

「景観重要樹木」は、本町の景観の要となり、町民が愛着を持つ地域のシンボルやランドマークになっている樹木で、「大磯景観資産」に登録されているもののうち、次の4つのいずれかに該当するものを指定します。

- ① 大磯の歴史を伝える樹木
- ② 木陰をつくり、町並みの中でやすらぎとうるおいの空間を創出している樹木
- ③ 樹容が美しい樹木
- ④ 大磯の町並みを構成している樹木

（３）景観重要公共施設の整備及び良好な景観の形成に関する事項

道路、河川、都市公園、海岸、港湾等といった良好な景観の形成に重要な公共施設について、施設管理者と協議を行い「景観重要公共施設」に位置づけていきます。

景観重要公共施設の色彩、素材、緑化修景等の整備に関する基準等は、施設管理者と協議を行いながら検討します。

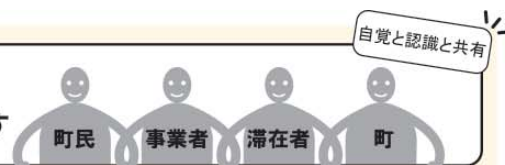


良好な景観の形成の進めかた

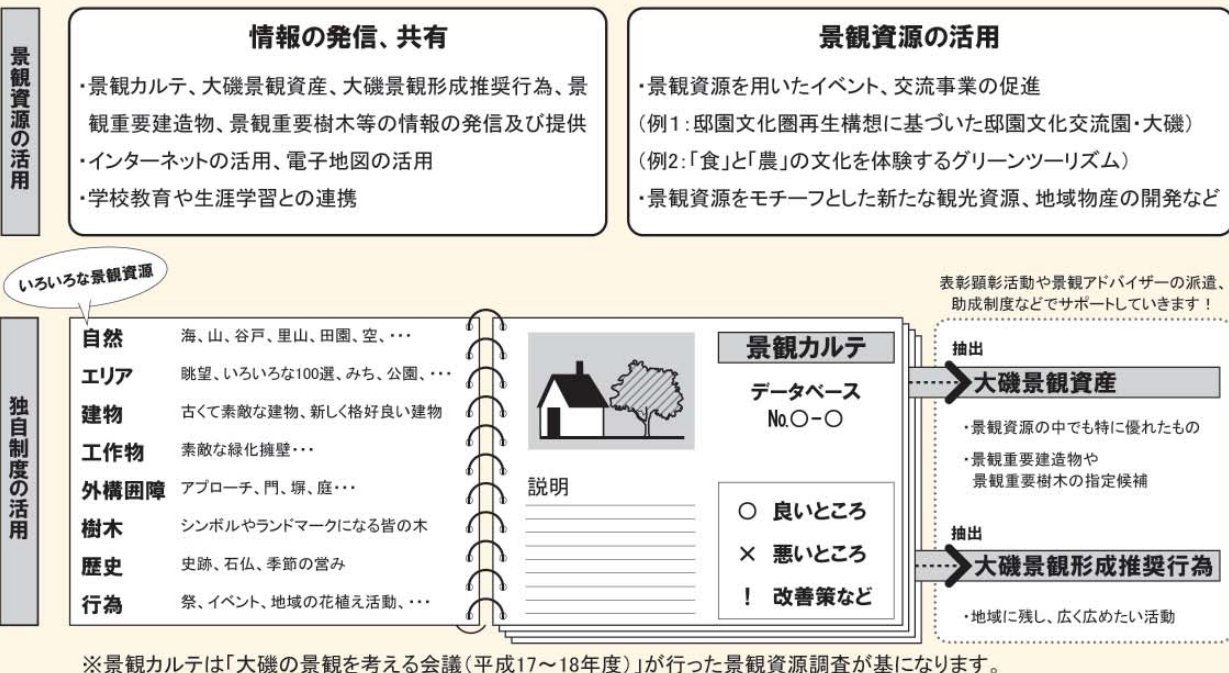
地域の特性と目には見えない歴史的な文脈を捉え、大磯らしい景観の魅力を活かし、新に創出していくために、景観計画の運用だけでなく、日常的な景観づくりに係る地域活動も含めた総合的なまちづくりを通して、ハードとソフトの両面から良好な景観の形成を推進していきます。

主体の役割

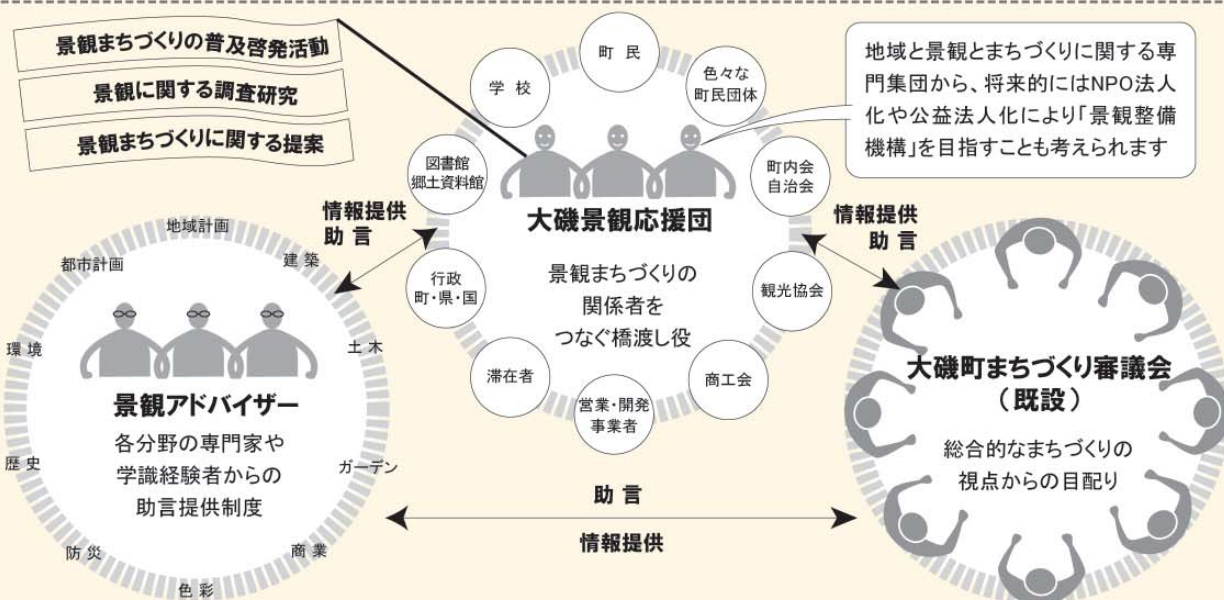
良好な景観づくりに対するイメージ(想像力)の共有に努め、ハードとソフトの両面から良好な景観形成を推進することが大切です



良好な景観のイメージとボキャブラリーの共有の仕方

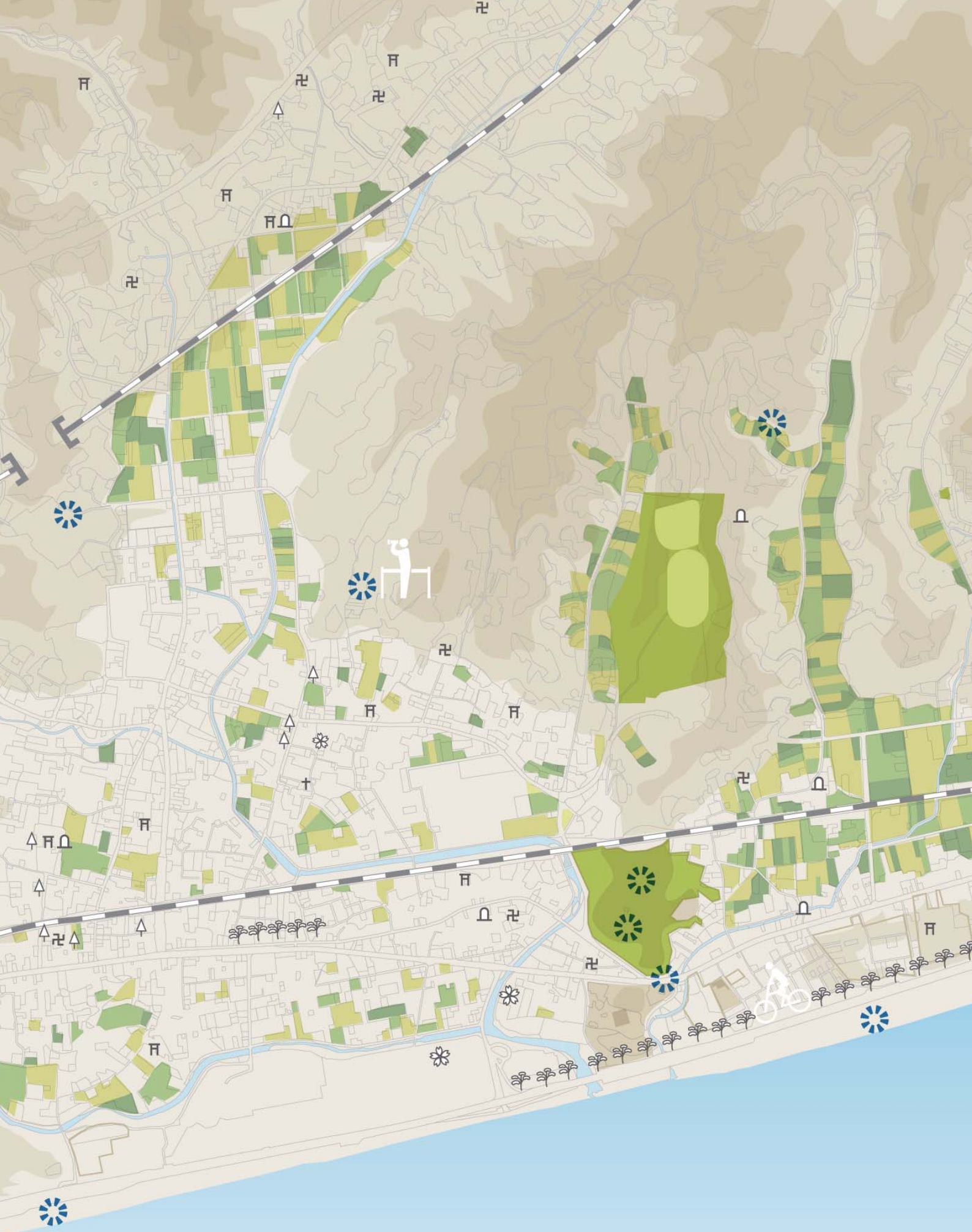


推進体制



行政施策の推進

既存制度との連携 ・景観計画の浸透や進捗具合にあわせた各種協定や都市計画、文化財、緑地制度等の充実	景観計画の進行管理と見直し ・景観形成重点地区の見直し ・景観ガイドラインの事例の見直し ・目標達成状況の分析と評価	良好な景観の形成のための目標指標 ・まちづくり基本計画に定める景観形成に係る目標指標の達成
--	---	--



大磯町景観計画 - 概要版 - / 良好な景観の形成のためのガイドライン / 平成 21 年 3 月 / 発行元：大磯町

住所：〒 255-8555 神奈川県中郡大磯町東小磯 183 番地 / 電話：0463-61-4100 / 担当：都市整備部まちづくり課（平成 21 年 4 月から都市計画課）

大磯町景観計画の計画書は、都市計画課（本庁舎 2 階）、町民情報コーナー（本庁舎、国府支所）で縦覧できます。

また、町のホームページ（<http://www.town.oiso.kanagawa.jp>）から、計画書、概要版のダウンロードができます。

調査受託・編集デザイン：株式会社 山手総合計画研究所